

山武市

(平成 31 年 3 月 18 日)

山武市空き家バンクによる空き家の媒介に関する協定について

お世話になっております。

標記の件について、別紙のとおりお知らせいたします。

よろしく願いいたします。

**【問合せ先】**

都市整備課 都市整備係

電話 0475-80-1192

(一社)千葉県宅地建物取引業協会九十九里支部および(公社)全日本不動産協会千葉県本部と空き家の媒介等に関して協定を締結するにあたり、下記のとおり調印式を行います。

## 記

### 調印式

- (1) 日時 平成31年3月22日(金)午後3時から3時30分まで
- (2) 場所 山武市役所公室(2階)
- (3) 出席者
  - (宅建協会) 九十九里支部 馬場 省三 支部長  
鈴木 唯夫 副支部長  
石井 孝子 副支部長
  - (不動産協会) 千葉県本部 高橋 正敏 本部長  
千葉県本部理事 中島 進 外房支部長  
千葉県本部理事 石橋 好江 外房支部副支部長
  - (山武市) 山武市長 松下 浩明  
都市建設部長 平出 博男  
都市整備課長 川合 秀和  
都市整備課 富川 隆博

### 次第

- ・出席者紹介
- ・協定の概要説明
- ・あいさつ
- ・協定書へ署名、捺印
- ・記念撮影

### 協定の概要

- (1) 協定の名称 山武市空き家バンクによる空き家の媒介等に関する協定
- (2) 協定の目的 空き家バンク登録者と利用希望者の売買、賃貸借等の契約を適正かつ円滑に行うため、各協会と協定を締結する。
- (3) 主な協定内容 会員(不動産事業者)への協力依頼  
空き家の現地調査  
利用希望者への空き家の案内
- (4) 協定の特徴 空き家の現地調査費用は通常、成功報酬としているが、本市では契約の有無に関係なく、1万円を限度として空き家バンク登録者へ請求できる。売買(賃貸)契約が難しい物件であっても、不動産業者が参入しやすくなる。